

## 競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行ったのでお知らせします。

対象業者	<p>① (商号) (株) アステム (所在地) 大分県大分市西大道2丁目3-8 (代表者) 代表取締役 吉村 次生 (本市登録) 登録業種: 物品 (医薬・衛生材料、理化学機械器具、医療用機械器具) 業者番号: 4724</p> <p>② (商号) (株) 翔葉 (所在地) 福岡市博多区山王2丁目3-5 (代表者) 代表取締役社長 大黒 勇一郎 (本市登録) 登録業種: 物品 (医薬・衛生材料、医療用機械器具) 業者番号: 4676</p> <p>③ (商号) 九州東邦 (株) (所在地) 福岡市東区箱崎ふ頭3丁目4番46号 (代表者) 代表取締役 松谷 竹生 (本市登録) 登録業種: 物品 (医薬・衛生材料) 業者番号: 34492</p> <p>④ (商号) 富田薬品 (株) (所在地) 熊本県熊本市中央区九品寺6丁目2番35号 (代表者) 代表取締役 富田 久雄 (本市登録) 登録業種: 物品 (医薬・衛生材料、医療用機械器具) 業者番号: 5469</p> <p>⑤ (商号) アルフレッサ (株) (所在地) 東京都千代田区内神田1丁目12番1号 (代表者) 代表取締役 福神 雄介 (本市登録) 登録業種: 物品 (医薬・衛生材料、理化学機械器具、医療用機械器具) 業者番号: 33794</p>
措置内容	令和5年3月24日から4ヵ月間の競争入札参加停止 (令和5年7月23日まで)
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)
事件概要	<p>上記業者は、遅くとも平成28年6月24日以降、特定医薬品について、自社の利益を確保するため「受注すべき者を決定する」及び「受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する」旨の合意の下に、受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようにし、公共の利益に反して、医薬品の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことにより、公正取引委員会は、独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>なお、上記業者は課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されている。</p>

問い合わせ先: 財政局財政部契約監理課 小池  
TEL 711-4306 (内1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準  
(独占禁止法違反行為)

4 本市以外契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。  
<当該認定をした日から8ヵ月以上24ヵ月以内>

○福岡市競争入札参加停止等措置要領運用基準  
第4 別表第2  
3 第3号及び第4号関係

(3) 課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの競争入札参加停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において短期の期間を下回るときは、第4条 (競争入札参加停止の期間の特例) 第3項の規定を適用する。